

産業廃棄物等の運搬に係る単価の使用に関する留意事項について（お知らせ）

令和 4 年 3 月
山口県土木建築部

令和 3 年 12 月 1 日以降山口県土木建築部が発注する土木系工事の産業廃棄物等の運搬に係る単価に関して（産業廃棄物等の運搬に係る単価について（2021 年 11 月 19 日））、このたび、別紙 2「産業廃棄物等の運搬に係る単価の使用に関する留意事項＜発注者向け＞」の一部を以下のとおり変更しましたので、お知らせします。

1 変更内容

別紙 2「産業廃棄物等の運搬に係る単価の使用に関する留意事項＜発注者向け＞」
※詳細は別添「新旧対照表」のとおり。

2 適用基準日

令和 4 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。ただし、条件付き一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札参加資格審査結果を通知するものに適用します。

3 その他

産業廃棄物等の運搬に係る単価は、「公共工事設計労務・資材単価表」に掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html>

（ 組織で探す > 技術管理課 > 労務・資材単価・トップページ ）

新旧対照表

新	旧
<p>▶ 各施設で受入価格の単位が異なるため、経済比較する際は、以下の換算値を使用して比較すること。経済比較に換算値を使用した場合は、換算値を設計図書に記載すること。</p> <p><木くず></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設が設定している台当り荷台体積（台当り受入価格が設定されている施設の場合） ・0.55 t/m³（重量当り受入価格が設定されている施設の場合、これにより難い場合は別途考慮） <p><廃プラスチック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設が設定している台当り荷台体積（台当り受入価格が設定されている施設の場合） ・0.35 t/m³（重量当り受入価格が設定されている施設の場合、これにより難い場合は別途考慮） <p><コンクリート殻></p> <p>「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）による。</p> <p>設計図書（積算条件書）記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ SA091「処分費（木くず（伐採木）」の単価決定にあたり、経済比較に使用した換算値は0m³/台（10t車）および0.55 t/m³である。 </div>	<p>▶ 各施設で受入料金の単位が異なるため、経済比較する際は、以下の換算値を使用して比較すること。なお、これにより難い場合は実績等に基づく換算も可とする。木くず、廃プラスチックについては、経済比較に使用した換算値を設計図書に記載すること。</p> <p><木くず></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 t車:1.6m³/台、10 t車:6.9m³/台（台当り受入料金が設定されている施設の場合） ・0.55 t/m³（重量当り受入料金が設定されている施設の場合） <p><廃プラスチック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 t車:2.0m³/台、10 t車:10.0m³/台（台当り受入料金が設定されている施設の場合） ・0.35 t/m³（重量当り受入料金が設定されている施設の場合） <p><コンクリート殻></p> <p>「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）による。</p> <p>▶ 当該単価を使用する場合は、入札参加者へ周知のため、当面の間、技術管理課ウェブサイトに掲載している単価を使用している旨を設計図書に記載すること。</p> <p>設計図書（積算条件書）記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ SA091「処分費（木くず（伐採木）」の単価決定にあたり、経済比較に使用した換算値は6.9m³/台（10t車）および0.55 t/m³である。 ・ F1111「運搬費（木くず（伐採木）」については、技術管理課ウェブサイトに掲載している産業廃棄物等の運搬に係る単価表を使用して積算している。 </div>